



日本弁理士会 研修所所長
幸田 全弘

整備される研修環境

monthly word

今月のことば

弁理士法は、第3条において、
「弁理士は、常に品位を保持し、業務に関する法令および実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」
と職責条項を設け、これを受けて日本弁理士会は、
会則第56条において、
「弁理士は、弁理士倫理を保持し、業務に関する法令、専門技術および実務に精通するよう常に研修に努めなければならない。」
と研修受講規定を設けています。

この規定は、会員が遵守しなければならない、罰則の伴わない義務規定であると考えますが、現実には会員が等しく平等に研修を受けることができる環境にはありませんでした。

一方、弁理士試験合格者の増大に伴って、弁理士の資質が問われるとともに、会員に対する研修に関心が払われ、どの会員がどのような研鑽を積んでいるのかを公表することが強く求められています。

研修所ではかかる状況に鑑み、
「知的財産立国の人的基盤となる質の高い専門家の育成を行い、かつ知的財産尊重の文化を広めることで、知識社会の発展に貢献する。」
との研修所の理念に基づき、大量合格者の質の保証、会員個々のスキルレベルの向上、職域拡大への能力担保、変化する制度への組織的対応力の強化、知的財産立国の社会風土醸成が喫緊の課題

である、との認識のもと、時間的・場所的な制約の克服、地域格差の是正、運営負担の軽減、研修コースに応じたコンテンツの多様化（豊富化）を図って効果的な研修を行うため、『何時でも』『何処でも』『何度でも』会員が視聴することのできるeラーニングシステムを構築し、研修制度のインフラを整備することが不可欠であると結論に達し、昨年末の臨時総会において、新システムの導入を提案し、認められました。

この新システムの採用によって、弁理士のスキルレベルを大幅に向上させ、高度なコンテンツの提供によってプロフェッショナルの育成が可能となりました。

それと同時に、いままで疎かにされがちであった弁理士を補助する事務所の各スタッフ、特に技術者の方々に対しても、会員に提供される研修を受講させることができるよう配慮することによって、知財社会を支える特許事務所のポテンシャルアップを図ることが可能となります。さらに、学生や社会人に対する研修も可能とさせることによって知財マインドの醸成を推し進め、弁理士が求められている社会貢献をも果たすことが可能となります。

多くの会員が、この新しいシステムを利用され、自分に足りない分野を中心に幅広い研鑽を積まれることを希望します。

この新しいeラーニングシステムは、現在平成18年4月からの運用を目指していますが、研

修内容を充実させるには、配信されるコンテンツの充実が求められます。また、研修所が提供するコンテンツは、法律（産業財産法など）に関するコンテンツだけでなく、各分野の技術に関するコンテンツについても会員が視聴できるよう鋭意努力を続けていますが、コンテンツ作成に相応の費用が見込まれますので、3年以内に200本を現在の目標としてコンテンツの拡充を図って行きます。

しかしながら、eラーニングによる研修も絶対的なものではなく、より質の高い研修を提供するには座学研修が不可欠で、全体のバランスを図りながら、会員が積極的に自己研鑽に励める環境を提供して行くことが今後とも必要であると思われます。

ところで、研修所の運営費用は本会計とは別に特別会計とされ、基本的に独立採算制が問われ、平成17年度実績で年間およそ3億円（内本会計からの繰り入れ約5,500万円）の収入を原資とし、会員研修・新人研修・倫理研修・能力担保研修・先端科学技術研修・基礎研修などの各種研修に費用が支出され、その執行率も80%を超えています。

しかしながら、前記のような研修インフラの整備を今後維持し発展させて行くには、相応の費用が見込まれます。なかでも、よりよい研修を提供するには、より高い質を有される講師が求められます。

従来、日本弁理士会では、研修の講師にもボランティア精神が求められ、講師料がきわめて低く抑えられ、講師は奉仕精神がなければ勤まりませんでした。度重なる法改正や技術革新の下での講師の負担はきわめて重く、自己犠牲を求めるとよい講師を選ぶことが困難で、良い内容の研修を企画・実行して研修効率を高くするためには、相応の講師料の支払いが不可欠です。

そこで、平成16年には、会員が講師となる場合の講師料を引き上げ、少しでもその負担の軽減を図ることによって、より内容の濃い研修が実施できるよう配慮しましたが、講師に対する配慮は十分とは言えないのが現状です。

また、前記eラーニングシステムによる研修の提供は、ランニングコストを度外視しては運営が行えない以上、これらの経費の手当でも必要です。本来ならば、会費収入のなかから研修費用を負担すべきでは、との声も会員から聞かれますが、近年の研修回数の増大、会場確保の困難さも目立ち、必然的に本会計の支出に占める研修費の負担は増大し、本会計からの繰り入れが避けて通れなくなっています。しかしながら、本会計も、拠点での支部、アクセスポイントの設置による経費負担が今後継続して本会計を圧迫することが避けられないと思われる以上、質の高い研修を実施するには、研修費の一部を受益者にご負担願わざるを得ないのが現状です。

そのため、研修所では、産業財産法、著作権法、不正競争防止法など、すべての弁理士が業務上必要とされる法改正マター、倫理など全弁理士が研修すべきコンテンツについては原則無料とし、スキルアップのための自己研鑽に相当するコンテンツについては、基本的に有料化を図り、その一部を受益者負担とすることを指針として研修を提供する方針です。最も、その費用については、全ての受益者に公平にご負担いただくため、別途委員会などで検討が必要であることは当然です。

従前も、きわめて限られた範囲では受益者負担をお願いしていましたが、多くの会員が質の高い研修を引き続き受けることができるよう、研修所として弛まぬ努力を重ねて参りますので、なにとぞこれら事情をご賢察賜わり、さらなるご支援とご協力を研修所に賜わりますことをお願い申し上げます。